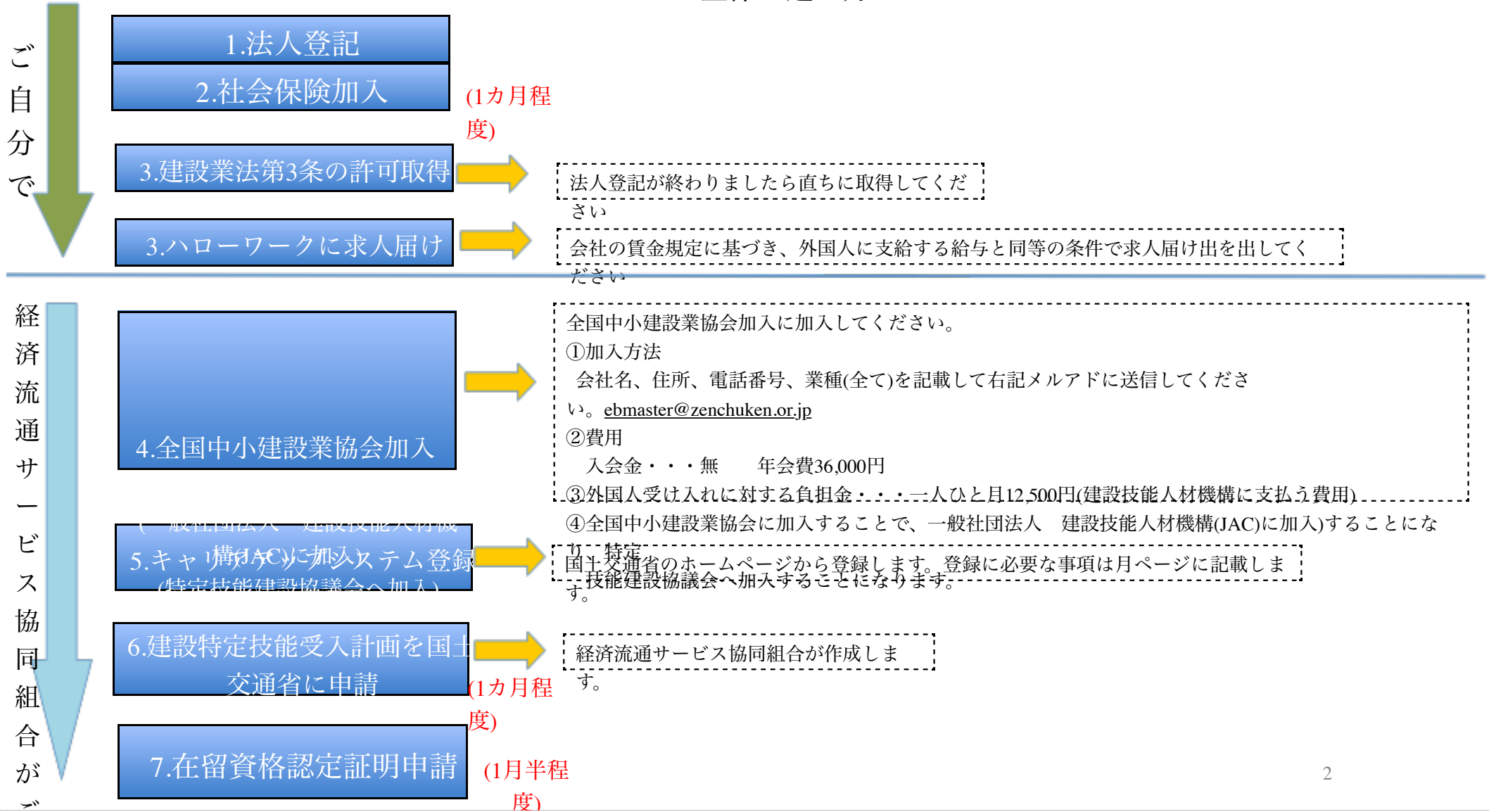


# 特定技能建設1号



## 全体の進め方

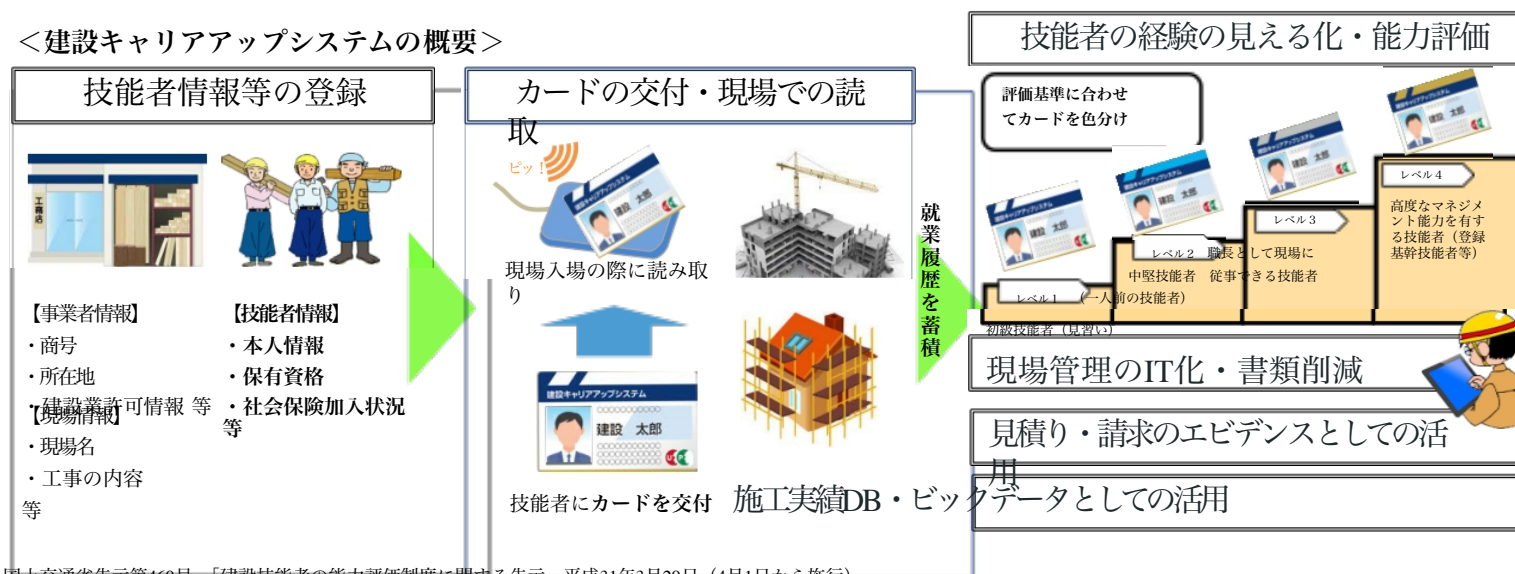


## 建設キャリアアップシステムとは

- 建設キャリアアップシステムは、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代に**キャリアパスと処遇の見通し**を示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力・競争力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の促進といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに充実させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始されました。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標
- 建設キャリアアップシステムは(一財)建設業振興基金によって運営管理されています

(☆利用の詳細は建設キャリアアップシステムご利用ガイドンス(一般財団法人建設業振興基金)を参照してください)

### <建設キャリアアップシステムの概要>



国土交通省告示第460号「建設技能者の能力評価制度に関する告示」平成31年3月29日(4月1日から施行)

(定義)

第2条 この告示において「建設キャリアアップシステム」とは、一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。

2 この告示において「建設技能者」とは、工事現場における建設工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。

## 1. 準備

オンライン申請では、添付書類として複数の書類をアップロードする必要があります。申請の前に、右記の書類をスキャンしてPDF化するか、写真に撮ってJPEG化して用意しておきましょう。

書類 No.	書類名
1	登記事項証明書 <b>(履歴事項全部証明書)</b> (申請日より3か月以内発行のもの)
2	<b>建設業許可証</b> (有効期限内のもの)
3	常勤職員数を明らかにする文書 <b>(社会保険加入の確認書類)</b>
4	建設キャリアアップシステムの <b>事業者 ID を確認する書類</b>
5	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類 <b>(会員証明書)</b>
6	取次資格を有することを証する書類の写し (取次申請を行う場合のみ)
7	ハローワークで求人した際の求人票 (申請日から直近1年以内。建築・土木の作業員の募集であること)
8	同等の技能を有する <b>日本人と同等額以上の報酬であることの説明書</b> (国土交通省ホームページからダウンロード)
9	<b>就業規則及び賃金規程</b> (労働基準監督署に提出したものの写し。常時10人以上の労働者を使用していない企業であって、これらを作成していない場合には提出不要)
10	同等の技能を有する日本人の <b>賃金台帳</b> (直近1年分。賞与を含む)
11	同等の技能を有する日本人の <b>実務経験年数を証明する書類</b> (経歴書等。様式任意)
12	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し (全員分)
13	時間外労働・休日労働に関する協定届 (36協定届)、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー (有効期限内のもの) (変形労働時間採用の場合のみ)
14	<b>雇用契約に係る重要事項事前説明書</b> (告示様式第2) (全員分)
15	建設キャリアアップシステムの <b>技能者 ID を確認する書類</b>

### ○受け入れ後現場入場に関して

受入企業が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者(元請建設業者)からの、「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に基づく指導に従い、現場入場届出書の提出を行わなければなりません。(オンラインにて国土交通省へ)

# 特定技能建設協議会と一般社団法人建設技能人材機構へ

## の加入(本資料8ページ⑧)

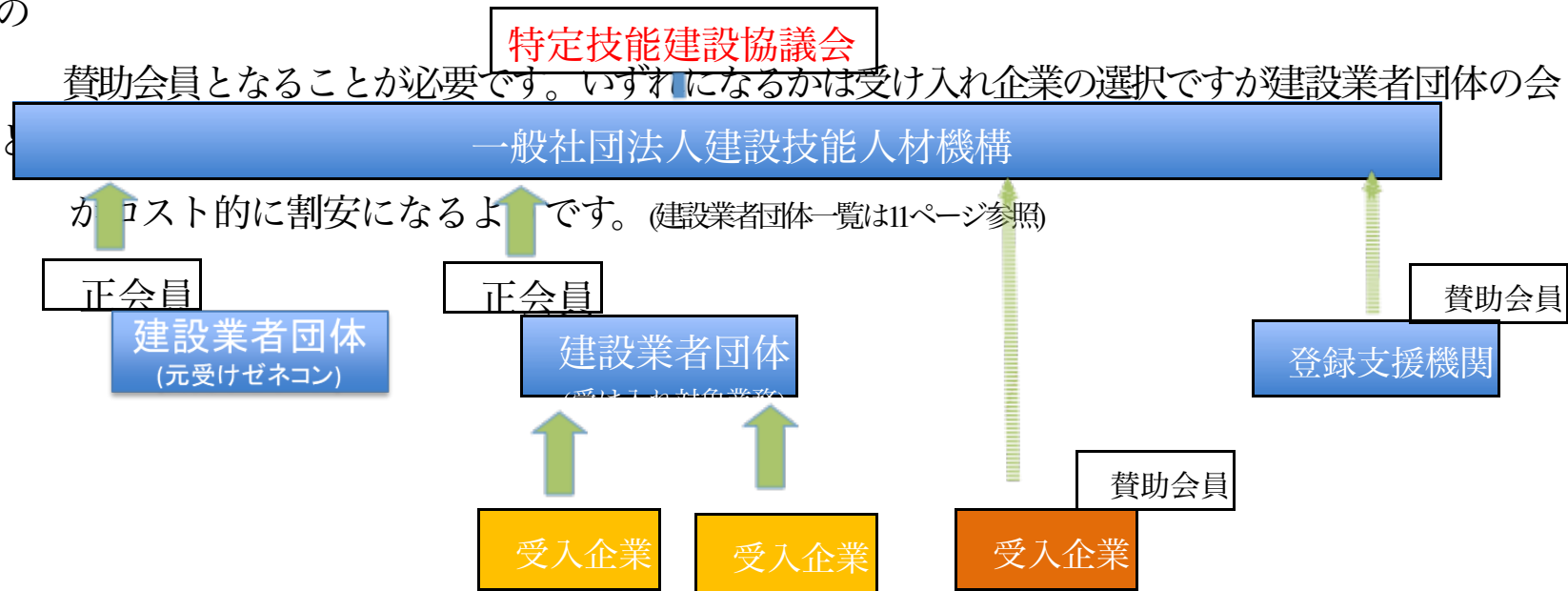
○ 特定技能建設協議会に加入するには、一般社団法人建設技能人材機構(JAC)に加入しなければな

りません。

○ 人材機構(JAC)に加入するには人材機構の正会員である39の建設業者団体の会員となるか、機構の

賛助会員となる必要があります。いずれになるかは受け入れ企業の選択ですが建設業者団体の会

員と



# 一般社団法人建設技能人材機構正会員 (39建設業者団体) (令和2年6月4日現在)

## 既に団体或いは協会に加入している場合

・一般社団法人建設技能人材機構の正会員39の建設業者団体は更に下部に協会を持っております

参考例 (一社)日本建設業連合会・・・右表

・この下部の協会に参加している企業も、一般社団法人建設技能人材機構に参加していると認められる場合があります

・KRS組合が調査しますので現在入っている業者団体或いは協会の名称を教えてくださいませんか。

・人材機構に参加していると確認できる場合は新たな費用は発生しません。

## 団体、協会に加入していない場合

どのような建設業者団体にも協会にも加入していない場合

・受け入れ企業が、どの団体或いはどの協会に該当するか参加費用も含めてKRS組合が調査してお知らせします。

・団体或いは協会によって、入会金や年会費が異なります。

(一社) 日本道路建設業協会

(一社) 土地改良建設協会

(一財) 日本ダム協会

(一社) 海外建設協会

(一社) 日本埋立浚渫協会

(一社) 日本建設業連合会 (下部協会)

(一社) 日本道路建設業協会

(一社) 日本電設工業協会

(一社) 日本空調衛生工事業協会

(一社) 日本型枠工事業協会

(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会

(一社) 日本機械土工協会

(一社) 日本基礎建設協会

(一社) 日本発破・破砕協会

(一社) 全日本漁港建設協会

(一社) 情報通信エンジニアリング協会

全国圧接業協同組合連合会

(一社) 全国建設室内工事業協会

(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会

全国建設労働組合総連合

(一社) 日本在来工法住宅協会

全国管工事業協同組合連合会

(一社) 日本建築板金協会

(一社) 日本ウレタン断熱協会

(一社) 全国防水工事業協会

(一社) 全国建設業協会

(一社) 全国中小建設業協会

(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会

(一社) マンション計画修繕施工協会

(一社) 日本左官業組合連合会

(公社) 日本推進技術協会

(一社) 日本建設機械レンタル協会

(一社) 全国基礎工事業団体連合会

(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会

(一社) 全日本瓦工事業連盟

(公社) 全国鉄筋工事業協会

日本室内装飾事業協同組合連合会

日本建設インテリア事業協同組合連合会

(一社) 日本葛工業連合会

(一社) 日本ツーバイフォー建築協会

(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会

(一社) 日本金属屋根協会

(一社) 日本保温保冷工業協会

日本港湾空港建設協会連合会